

はじめに

大学院生のときにEU法、特にEUの権限を対象とし、それから30年余り研究をしてきた。具体的には、EUはどのような権限を有しているのか、EUと構成国の権限配分はどのようになっているのか、EUは単独で国際条約を締結できるのか、条約改正とともにEUの権限はどのように拡大したのか、EU司法裁判所と国内裁判所（特にドイツ連邦憲法裁判所）または欧州人権裁判所間の対話などに関心をもち研究を続けてきた。まず、1952年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）条約が発効し、1958年に欧州経済共同体（EEC）条約、1993年に欧州連合（EU）条約が発効し、2009年12月1日発効のリスボン条約により現在に至っている。EUの権限が拡大し、また、EU判例法が発展していくにつれて、EU法が基本権や人権といったものに密接にかかわっていることを意識するようになってきた。また、リスボン条約発効によりEU基本権憲章に法的拘束力が与えられた。すなわち、法的拘束力を有するようになって、10年余りが経過し、EU基本権憲章に言及する判例も徐々に増えてきた。

これまで権限に関する論文を執筆している中で、同時に基本権や人権にかかわる事項に触れてきた。結果として、これまで本及び論文において基本権や人権にかかわるものを公表してきた。ただ、軸足は権限問題においてきた。今回、本執筆の機会をいただき、これまでの研究成果を活かしながら、EUにおける個人はどのように位置づけられているか、EU法において個人の権利はどのように規定されているかなど、個人に焦点を当てて、再構築しなおし、また、同時にEU基本権や人権の発展に目を向けて、整理し、まとめることにした。

本のタイトルを『EU基本権の体系』としたのは、現時点でのEU基本権法を1冊にまとめることに重きを置いたからである。もっとも、環境保護やデジタル化の文脈での基本権の保護はこれからますます重要となってくる。今後も、EU権限とともにEU基本権の発展を見守り、引き続き研究していきたいと考える。

本書は、12の章から構成される。第1章「EUにおける人とEUの権限」は、EUにおける個人の法的地位を明らかにすることと、EUの権限の拡大が基本権の保障に結びついていることを示すものである。第2章「EU基本権憲章の発展と基本的特徴」は、欧州憲法条約起草にあたっての欧州コンベンションにおける議論を中心に憲章の発展を紹介するとともに、憲章の基本的特徴を示すようにした。第3章から第7章までは、EU基本権の中で、主要なもの、移動・居住の自由（第3章）、国籍差別の禁止・非差別の原則（第4章）、自由、安全及び司法の領域（第5章）、個人データ保護（第6章）、EU市民と民主的運営参加（第7章）を取り扱った。第8章「EU基本権の保障」では、EU基本権がどのようにEU司法裁判所により保障されるのかを判例法を用いつつ、示した。第9章「EU基本権と構成国」では、構成国はEU基本権憲章にEU法の実施の際にのみ拘束を受けることから、「実施」の意味、また、構成国が主張する憲法アイデンティティを取り扱った。第10章「EU基本権と欧州人権条約」では、EUと欧州人権条約との長年にわたる関係を、EU司法裁判所と欧州人権裁判所の判例を用いて示した。第11章「EU対外関係における人権」では、EUが人権を含む国際条約を締結したり、国際人権条約を締結したりすることから、その前提となるEUの目的と権限を検討した。第12章「EUにおける将来的な権利の萌芽」では、まだ権利としては認められていない、将来世代、動物、地球にかかわることを扱った。本書のこの章分けについては、ルクセンブルク大学のHerwig Hofmann先生と本書の執筆構想について話している際に、助言をいただいた。

ルクセンブルクのマックスプランク手続法研究所のディレクター H el ene Fabri 先生（現パリ第一大学教授）に、2018年8月から2023年8月の5年間、その都度客員研究員としていつもあたたかく迎えていただいた。Edoardo Stopponi 先生、Olivia Tambou 先生、Alessandra Donati 氏、Christina Mariottini 氏、Olivier Baillet 氏をはじめ、同研究所の職員・研究者にお世話になった。

国際法学会、日本EU学会、ドイツ憲法判例研究会、一橋EU法研究会、日本エネルギー法研究会、21世紀研究所の研究会、ルクセンブルク大学のEU法セミナー及び国際人権法学会を含む所属学会の研究大会等、さまざまな研究会や研究大会において他の研究者の方々の報告を聴いたり、報告の機会等をいた

はじめに

だいたりして勉強させてもらってきた。本書はそのようなものの上に成り立っている。

出版にあたっては、これまで『EU 環境法の最前線——日本への示唆』（法律文化社、2016年）、『人権法の現代的課題——ヨーロッパとアジア』（法律文化社、2019年）、『概説 EU 環境法』（法律文化社、2021年）で担当していただいた、舟木和久氏に今回もお世話になった。出版状況が難しい中、EU 基本権・人権法の重要性を理解していただいたことに心よりお礼申し上げたい。

2023年12月吉日

東京・国立にて 中西優美子

* 本書は、2022-2024年度日本学術振興会科学研究助成事業「EU 人権法の体系の構築」の成果の一部である。